

第44号

令和5年
3月発行

すずか



表紙写真は、鈴鹿花き温室組合による鈴鹿市制施行80周年を祝う記念飾花です。
令和4年12月1日から、12月9日まで鈴鹿市役所の市民ロビーに設置されました。

鈴鹿市制施行
80周年記念
フォトスポット

市政功勞表彰

令和4年12月1日に開催された鈴鹿市制80周年記念式典にて、市政の発展に寄与された市政功勞者の方々の表彰式が行われました。

農業委員会関係では、農業委員・農地利用最適化推進委員として、長年にわたり、農業の発展に寄与された5名の方が表彰されました。

表彰された皆さん、おめでとうございます。



末松市長より賞状を授与

産業功勞

伊藤 照博氏(元農業委員会委員及び元農地利用最適化推進委員 4期12年)

鈴木 久三氏(元農業委員会委員 4期12年)

杉本 主税氏(元農業委員会委員及び元農地利用最適化推進委員 4期12年)

西村 義美氏(元農業委員会委員 4期12年)

故)石田 忠生氏(元農業委員会委員及び元農地利用最適化推進委員 9期27年)

また、豊田 栄美子農業委員は長年にわたり地産地消推進に寄与されたことで表彰されました。



農業委員会からのお知らせ



農地の権利取得に必要な下限面積要件がなくなります

農地法第3条により農地の売買・貸借などの権利を取得するには、農業委員会の許可が必要です。許可を得るための要件の一つに、許可後の耕作面積が下限面積以上(50a以上)になることがありました。

この度、農地法の一部が改正され、多様な人材確保・育成を後押しする施策として、これまでの農地の権利取得にあたっての下限面積要件が廃止されることとなり、令和5年4月1日から施行されます。

ただし、農地の権利取得に必要なその他の要件は、継続となりますのでご注意ください。



その他の要件

①全部効率利用要件

権利を取得する者(世帯員等含む)の経営規模や作目などを踏まえて、農地全ての効率的な利用が可能かどうかを、機械、労働力、技術などの面から総合的に判断します。また、現在所有及び貸借している農地については、耕作されていることが必要です。

②農作業常時従事要件(個人の場合)

権利を取得する者(世帯員等含む)が、その農作業に常時従事することが求められます。

③地域との調和要件

農地の集団化や水利の調整、農薬の防除基準などについて、地域との調和が求められます。

●農作業後の道路への落土について

トラクターなど農機具についた土は、道路に出る前に、ほ場内で取り除き、道路へ落とさないようにしましょう。

道路に落ちた泥や土のかたまりは、道路を汚すだけでなく、歩行者や自転車の通行の妨げになり、車の走行においても大変危険です。



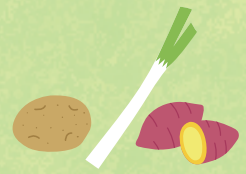
●ゴミを捨てないでください

農地や水路にごみがあると、農作業に支障が生じるほか、農業機械の故障や作業者のケガ、水路の流れが悪くなり環境悪化の原因になります。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により不法投棄は禁止されています。





農林水産課からのお知らせ



農作業時の安全対策について

近年、農業機械の普及と農作業従事者の高齢化等により、年間250人以上の方が作業中に亡くなられています。

農作業中の事故のうち70%が農業機械作業に係る事故で、事故全体のうち65歳以上の方の事故の割合は85%にもものぼります。

安全機能が向上しているとはいえ、日頃の管理不足や、不適切な方法での機械の使用は、重大な事故をまねく恐れがあります。使用前にはきちんと安全確認をし、マニュアルどおりの適切な使用方法を守りましょう。

また、乗用トラクターは転落事故が非常に多いため、シートベルトをきちんと着用し、安全フレーム未装備の車両については、可能な限り安全フレームの取り付けを行ってください。



機械以外にも、使用者の注意力や判断力の低下や、ほんの少しの油断や焦りが原因となる事故もあります。作業者の能力や当日の体調に応じた作業計画を立てましょう。気温が上がる日は、適度な水分補給とこまめな休憩をとるようにしてください。

年齢が高くなるにつれて、とっさの判断力や体力は徐々に低下していきます。そのため、日頃から余裕をもった行動を心がけて農作業に取り組んでください。

荒廃農地の再生に対して、補助金を交付します

近年、耕作放棄地となる農地が増加し、農地の荒廃化が問題となっています。そこで、市では農業生産基盤の確保のために、荒廃農地を耕作可能な農地へ再生するために必要な経費の一部を補助します。

荒廃農地再生事業

補助対象者 荒廃農地を再生する者及び団体等（ただし、当該農地の所有者及び当事業の対象となる農地を荒廃状態にした者は除く。）

補助要件 農業振興地域内の農地で、農業委員会が荒廃農地と認めた農地を再生し、使用貸借権の設定・所有権の移転・農作業受委託等により5年間以上保全することが見込まれるもの。

補助金の額 10アールあたり5万円

詳しくは鈴鹿市産業振興部
農林水産課まで
電話：059-382-9017



こまめに消灯しましょう!





農業委員会からのお知らせ



『農業者年金』に加入しませんか

◎少子高齢化に強い「積立方式・確定拠出型」

財政方式は、加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により、将来受け取る年金額が事後的に決まる確定拠出型の積立方式を採用しています。この財政方式は保険料を支払っている加入者や年金の受給者の数が変化しても、影響を受けない安定した制度になります。



加入者の保険料は、将来の自らの年金給付に必要な原資として積み立てていきます。

年金資金の積立・運用状況は、毎年度6月末までに農業者年金基金から「運用(付利)結果のお知らせ」により通知があります。

★詳しくは農業委員会事務局又はお近くのJ Aまで

『全国農業新聞』を読みませんか



- ◎農家のための農業経営や最新情報を発信しています
- ◎発行日は毎週金曜日(月4回) ◎購読料は1ヶ月700円(送料込み)
- ★お申込みは農業委員会事務局まで



編 集 後 記

新型コロナウイルス感染症防止対策で見合わせていた行事も少しずつ開催されるようになり、加佐登地区では3年ぶりに農芸祭が開催されました。5月には感染法上の分類が季節性インフルエンザと同類の5類に変更されます。コロナ禍前の様に行事が開催できることを願います。

